

質問第七八号

中央省庁の公務員の海外ポスト数に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十八日

中西健治

参議院議長 西岡武夫殿

中央省庁の公務員の海外ポスト数に関する質問主意書

中央省庁の公務員の海外ポスト数について、以下のとおり質問する。

一 在外公館、国際機関、外国の政府機関等、日本国外の事務所において勤務する我が国の中央省庁の公務員（中央省庁からの出向者を含む）の定員について、二〇〇五年度から二〇一〇年度までの年度ごとに、省庁別に明らかにされたい。

二 在外公館、国際機関、外国の政府機関等、日本国外の事務所において勤務する我が国の中央省庁の公務員（中央省庁からの出向者を含む）の実際の配置人数について、一で示した定員と比較できるような形で、二〇〇五年度から二〇一〇年度までの年度ごとに、省庁別に明らかにされたい。

三 一と二において、二〇〇九年度と二〇一〇年度を比較して、定員および実際の配置人数が増えている場合、当該増加した部署の名称、当該部署のある国名・都市名および当該部署ごとの増員の理由を明らかにされたい。

四 我が国の独立行政法人および特殊会社の日本国外にある事務所において勤務する我が国の中央省庁の公務員（中央省庁からの出向者を含む）についても、一から三と同様に、その定員、実際の配置人数、定員

および実際の配置人数が増加した部署の名称、当該部署のある国名・都市名並びに当該部署ごとの増員の理由について、省庁別に明らかにされたい。

五 一から四で示した数字等を踏まえ、中央省庁の公務員の海外ポスト数について、今後どのようにしていくのか。政府の方針を示されたい。

右質問する。